

診療報酬改定に関するお知らせ

①入院時の食事療養費の負担額変更について

令和6年6月1日から、入院時の食事療養費の負担額が変わります。なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）

所得区分	令和6年5月31日迄		令和6年6月1日から
一般所得の場合 区分ア 現役並みⅢ 区分イ 現役並みⅡ 区分ウ 現役並みⅠ 区分エ 一般	460 円/食 (1,380 円/日)	+30 円	<u>490 円/食</u> (1,470 円/日)
住民税非課税世帯の場合 区分オ 低所得Ⅱ	210 円/食 (630 円/日)	+20 円	<u>230 円/食</u> (690 円/日)
低所得Ⅰ	100 円/食 (300 円/日)	+10 円	<u>110 円/食</u> (330 円/日)

※上記は流動食のみを提供する場合以外の場合となります。

②ベースアップ評価料の算定について

令和6年の診療報酬改定で新たに設けられた「ベースアップ評価料」は、医療分野で働く人の賃金の改善を目的とし、人材を確保・給与を向上させるための取り組みとして導入されたものです。

より質の高い医療の提供のため、人材の流出を防ぐため、他の産業と同じ水準の賃上げを実現するために、「ベースアップ評価料」を積極的に活用することが必要であり、当院でも令和6年6月1日より、算定をいたします。

当院で算定するベースアップ評価料

1) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

2) 入院ベースアップ評価料

患者さん、ご家族におかれましては、負担増となりますこと誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。引き続き良質の医療を提供することをお約束し、皆様のご期待に応えて参ります。